

介 護 保 険 適 用 の 方

(単位：円)

令和 3 年 4 月更新

1 介護給付

○身体介護が中心の場合

所要時間 20 分未満	167 単位
所要時間 20 分以上 30 分未満	250 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満	396 単位
所要時間 1 時間以上の場合	579 単位
以降 30 分増すごと ※加算	上記金額に + 84 単位

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	183 単位
所要時間 45 分以上 (70 分程度)	225 単位

○身体介護に続き生活援助を行う場合

所要時間 20 分以上	身体介護の単価 + 67 単位
所要時間 45 分以上	身体介護の単価 + 134 単位
所要時間 70 分以上	身体介護の単価 + 201 単位

2 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援 1 の方で週 1 回程度の場合	1,176 単位/月
要支援 1 の方で週 2 回程度の場合	2,349 単位/月
要支援 2 の方で週 1 回程度の場合	1,176 単位/月
要支援 2 の方で週 2 回程度の場合	2,349 単位/月
要支援 2 の方で週 2 回以上の場合	3,727 単位/月

※介護予防・日常生活支援総合事業の方のサービス所要時間は 45 分から 60 分程度を基本としています。

※このほか、上記の 1,2 について、状況により初回加算、生活機能向上連携加算が加算されます。

また、合計額に介護職員処遇改善加算Ⅰ (13.7%)、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (4.2%) が算定されます。

※令和 3 年 4 月 1 日から同 9 月 30 日分までの基本報酬に上乘せ (0.1%) があります。

※1 について、身体的理由により 2 人の訪問介護員が必要な場合は、上記単価の 2 倍になります。

状況により緊急時訪問介護加算、特定事業所加算が加算されます。

※上記は負担割合証に 1 割と記載のある方です。2 割と記載のある方については、上記の 2 倍になります。3 割と記載のある方については、上記の 3 倍になります。

※事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 10%減算

※事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合 15%減算

その他、保険適用されないサービスの場合 (単位:円)

令和3年4月更新

○利用料

○身体介護が中心の場合

所要時間 30 分未満	2,540
所要時間 30 分以上 1 時間未満	4,020
所要時間 1 時間以上の場合	5,840
以降 30 分増すごと ※加算	830

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

所要時間 30 分未満	1,145
所要時間 30 分以上 1 時間未満	2,290
所要時間 1 時間以上の 90 分まで	2,910

※保険適用されないサービスとは次のような項目です。

- ・直接本人の援助に該当しないもの 家族の洗濯、調理、買い物、本人の使用する居室やトイレ、台所等以外の清掃、来客の応対・留守番、自家用車の洗車・清掃
- ・日常生活の援助に該当しないもの 草むしり、花木の水やり、動物の散歩、ペットの世話
- ・日常の家事の範囲を超えるもの 家具、電気製品等の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓拭き、床ワックスがけ、屋内外家屋修理、ペンキ塗り、植木の剪定、園芸、通常調理以外の季節料理
- ・通院介助時の待ち時間

障害者総合支援法適用の方

(単位：円)

令和3年4月更新

1 居宅介護サービス

○居宅における身体介護中心の場合

30分未満	255単位
30分以上1時間未満	402単位
1時間以上1時間30分未満	584単位
1時間30分以上2時間未満	666単位
2時間以上2時間30分未満	750単位
2時間30分以上3時間未満	833単位
3時間以上	916単位に30分を増すごとに+83単位

○家事援助中心の場合

30分未満	105単位
30分以上45分未満	152単位
45分以上1時間未満	196単位
1時間以上1時間15分未満	238単位
1時間15分以上1時間30分未満	274単位
1時間30分以上	309単位に15分を増すごとに+35単位

※合計額に福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（27.4%）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（5.5%）が算定されます。

※上記のほか、状況により初回加算、緊急時対応加算、特定事業所加算、利用者負担上限管理加算が算定される場合があります。

※身体的理由等により、2人の居宅介護従業者が必要な場合は、上記単価の2倍となります。

※早朝（6時から8時）または夜間（午後6時から午後10時）は、上記単価の1.25倍、深夜（午後10時から6時）は1.5倍となります。

※令和3年4月1日から同9月30日分までの基本報酬に上乗せ（0.1%）があります。

※市町民税の負担の程度により、負担は変更となります。

※事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合10%減算

※事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合15%減算